

## ○池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱

平成29年3月28日

要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の人口減少に歯止めをかけ、持続的に発展していくために策定した岐阜県池田町版地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に位置づけられた地方創生事業（以下「プロジェクト」という。）の自主的・主体的で先導的な取り組みに対して池田町地方創生プロジェクト推進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、池田町補助金等交付規則（平成4年池田町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 池田町に主たる事業所を有する法人、組合、団体及び個人等
- (2) 起業の日に池田町に主たる事業所を有する予定の新規創業者
- (3) その他町長が特に必要と認めた者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除く。

- (1) 池田町から指名停止措置を受けている者であるとき。
- (2) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であるとき。
- (3) 町税を滞納している者であるとき。

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、池田町における総合戦略に位置づけられたプロジェクトのいずれかに該当する事業とする。

2 前項に該当する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象から除く。

(1) 宗教活動や政治活動を目的とした事業であるとき。

(2) 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業であるとき。

(3) 法律等で活動内容が規定されている事業（介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業であるとき。

(4) 国、地方公共団体（本町含む。）及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となるとき。

（助成金額）

第4条 町長は、交付対象者に対して、1事業30万円を限度に予算の範囲内において、助成金を交付する。

（交付対象経費）

第5条 交付の対象となる経費は、別表に定めるものとする。

（審査会）

第6条 町長は、交付対象事業の評価を行うため、地方創生プロジェクト推進事業アイデアコンペ審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に関する必要な事項は別に定める。

（事業認定）

第7条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、企画提案書（別記第1号様式）を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査会に評価を諮問し、その結果に基づいて、事業認定の可否を決定し、結果通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による事業認定において、必要と認められる条件を付することができる。

4 事業認定の手順について必要な事項は、別に定める。

(認定の辞退)

第8条 前条第2項の規定により事業認定を受けた申請者が、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、辞退届出書（別記第3号様式）により、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、第12条の規定により概算払を受けている場合は、申請者は町長に概算払の全額を返還しなければならない。

(交付申請)

第9条 第7条第2項の規定により認定を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第4号様式）に当該申請に係る関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、交付金の交付の可否を決定し、その結果を交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(概算払)

第11条 申請者は、事業の実施に当たり、概算払を受ける必要があると認める場合は、町長に対し、概算払請求書（別記第6号様式）により概算払を請求することができる。

2 町長は、概算払の必要性の可否を決定し、概算払通知書（別記第7号様式）により請求者に通知する。

(実績報告)

第12条 申請者は、事業が完了したときは、助成金実績報告書（別記第8号様式）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合においては、当該報告書の書類を審査し、適当と認めるときは、助成金額確定通知書（別記第9号様式）を、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、第10条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 第7条第3項の規定により町長が付した条件に違反したとき
- (3) 申請者に法令等の違反が認められたとき
- (4) 事業の変更、休止又は廃止が行われたとき

2 町長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、申請者に対し、助成金交付取消通知書（別記第10号様式）によりその旨を通知する。

（交付金の返還）

第15条 町長は、前条に定めるときのほか、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

交付対象経費

区分	内容
謝金	専門家技術指導謝金
旅費	一般旅費、専門家技術指導旅費
庁費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、

	雑役務費
直接人件費	事業に直接従事する者の人件費
原材料費	新商品・新技術の開発のための試作・改良に直接使用する主要原材料、主要材料、副材料の購入に要する経費
事務所等賃借料	(1) 事務所・店舗・駐車場の賃借に係る賃借料及び公益費 (2) 会議・イベント等を開催する場合に会場費として支払われる経費
設備費	(1) 事務所・店舗等の開設に伴う外装工事・内装工事費用（イベント会場等の設置工事費等も含む） (2) 機械装置等の購入等に要する経費
調査費	市場ニーズ調査、特許・先行技術調査、法律調査等を専門機関に依頼する場合に要する経費
販売促進費	広告宣伝費、展示会出展費、ホームページ作成費
産業財産権導入費	(1) 産業財産権の導入に要する経費 (2) 特許、実用新案等（登録、出願され、存続しているもの）を他の事業者から譲渡又は実施許諾を受けた場合の経費
委託費	業務の委託に要する経費（交付対象経費の30%を超えないもの）
設立費	開業又は会社等設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費
その他の経費	町長が必要と認める経費

